

特定非営利活動法人和歌の浦万葉薪能の会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人和歌の浦万葉薪能の会と称す。以下「本会」という。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を和歌山県和歌山市におく。

(目的)

第3条 本会は、市民に対し「薪能」の上演を中心に、芸術・文化の普及及び振興をはかると共に、社会教育の推進や環境の保全、健全なまちづくりや地域おこし等公益の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 本会は、特定非営利活動促進法（以下「法」という）第2条の別表に掲げる項目のうち、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 環境の保全を図る活動
- (4) 社会教育の推進を図る活動
- (5) 子どもの健全育成を図る活動
- (6) 観光の振興を図る活動
- (7) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- (8) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- (9) 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動

(事業の種類)

第5条 本会は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係わる事業として、次の事業を行う。

- (1) 「薪能」の上演事業
- (2) 能文化に関する教育普及事業
- (3) 「和歌の浦」に関する教育普及と景観の保全事業
- (4) 「万葉」に関する教育普及事業
- (5) 文芸・芸術コンクール等芸術振興事業
- (6) 事業に必要な資料の収集及び編纂事業
- (7) 関係諸機関・団体との連絡・協議
- (8) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(種類及び資格)

第6条 本会の会員は、正会員、賛助会員、協力会員の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という）上の社員とする。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 本会の趣旨に賛同し、活動に協力する個人及び団体

(3) 協力会員 本会が主催する新能の開催に賛同する者で、事前に協力を表明した個人及び団体
(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 本会に、正会員として入会を希望する者は、所定の入会申し込み書を提出し、理事会の承認を得なければならない。

3 理事会は、前項の入会申し込み書が第6条の条件に適合すると認められるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

4 理事会は、第2項の入会申込書の入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって、本人にその旨を通知しなければならない。

5 賛助会員として入会を希望する者は、所定の入会申し込み書を提出しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 入会金及び会費の額並びに納入方法については、理事会の決議によりこれを定め、総会に報告する。

3 会員は、本会に納入した入会金及び会費の返還を求めることは出来ない。

(会員資格の喪失)

第9条 会員は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会したとき

(2) 除名されたとき

(3) 本会が解散したとき

(退会)

第10条 会員が退会するときは、別に定める退会届を1ヶ月以前に提出し、任意に退会することが出来る。

(除名)

第11条 会員が次の一に該当する場合には、理事会の議決を経て除名することが出来る。但し、この場合においては、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 本会の定款、諸規定又は総会の議決に違反したとき

(2) 本会の目的趣旨に反する行為をしたとき

(3) 本会の名誉を傷つけ又は本会の運営に支障を及ぼすと認められたとき

(4) 会費を1年以上滞納したとき

第12条 前2条規定により、退会又は除名されたものは、本会の資産についていかなる請求権も有しない。

第3章 役員

(種別及び定款)

第13条 本会に次の役員をおく。

理事 3名以上15名以内

監事 2名以内

2 理事の中から代表理事 1名を定めるものとし、常務理事 2名以内をおくことができるものとする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において正会員の中から選任する

- 2 代表理事は理事の互選により選出する
- 3 常務理事は、理事会の承認を得て、理事の中から選任する。
- 4 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることは出来ない
- 5 役員は、法第20条に適合し、その構成は、法第21条に適合しなければならない。
- 6 役員に異動があるときは、遅滞なくその旨を所轄庁に届けなければならない。

(職務)

第15条 代表理事は、本会を代表して、会務を総括する。

- 2 理事は、理事会を構成し、定款及び総会の議決に基づいて会務を執行する
- 3 常務理事は、理事会の議決に基づき、本会の常務を処理する。常務理事は代表理事を補佐し、代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務代行する。
- 4 監事は、法18条に掲げる職務を行う。

(任期)

第16条 役員は、任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終了するまでその任期を延長する。
- 3 補欠又は増員によって選出された役員は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了においても、後任者が就任するまでは、その任務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が役員としてふさわしくない行為があると認められるときは、その任期中であっても総会の議決により、解任することができる。

(報酬等)

第19条 役員にはその総数の3分の1以下の範囲内で報酬を支払うことができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を支弁することができる。
- 3 役員は、報酬及び費用の支弁に関して必要な事項は、理事会の議決を経て、細則で定める。

(顧問及び参与)

第20条 本会に顧問を若干名、おくことができる。

- 2 顧問は、理事会の推薦により、代表理事が委嘱する。
- 3 顧問は、重要な事項について、代表理事の諮問に応じ、理事会に出席して意見を述べることができる。

第4章 会議

(種類及び開催)

第21条 会議は総会及び理事会とする。

- 2 総会は、通常総会と臨時総会とし、通常総会は、毎年1回開催する。
- 3 臨時総会は、次の各号一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会で必要と認められたとき
 - (2) 正会員総数の5分の1以上からの請求があったとき
 - (3) 第15条第4項の規定により、監事が召集したとき
- 4 理事会は毎年4回開催するほか、必要に応じて随時開催する

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

- 2 理事会は理事をもって構成する

(召集)

第23条 会議は、監事が召集する臨時総会を除き、代表理事が召集する。

- 2 会議の召集は、会議を構成する正会員又は理事に対して、会議の目的及び審議事項、日時及び場所を記載した書面をもって、開催の日の少なくとも1週間前までに通知しなければならない

(会議に付議すべき事項)

第24条 総会には、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び活動予算並びにその変更
 - (2) 事業報告及び活動決算
 - (3) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
 - (4) 定款及び施行細則の変更
 - (5) 本会の解散又は合併
 - (6) 前各号のほか、理事会より付議された事項
- 2 理事会には、この定款に規定する事項のほか、次の事項を決議する。
- (1) 総会で決議した事項の執行に関する事
 - (2) 総会に付議すべき事項
 - (3) 入会金及び会費の額
 - (4) その他、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(議長)

第25条 総会及び理事会の議長は、代表理事が理事の中から任命する。

(定足数)

第26条 会議は、総会にあっては、これを構成する正会員の2分の1以上、理事会にあっては、理事の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 議事は、この定款に規定するもののほか、出席者の過半数を持って決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

- 2 各会員の表決権は、平等なるものとする。
- 3 やむを得ない理由のため会議に出席できない正会員又は理事は、議決権の行使を、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の出席者に書面をもって委任することが出来る。
- 4 前項のばあいにおける前条、次条第1項及び第38条の規定については、その正会員又は理事は出席したものとみなす。

(議事録)

第28条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
 - (2) 総会では正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者数付記)。理事会では理事の総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者数付記)。
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び会議において議長により指命された議事録署名人2名以上が、署名押印しなければならない。

第5章 資産及び会計

(資産の構成)

第29条 本会の資産は、次の各号をもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収益
- (5) 資産から生ずる収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第30条 本会の資産は、特定非営利活動に係わる事業に関する資産のみとする。

(資産の管理)

第31条 本会の資産の管理は理事会の定めるところによる。

(経費の支弁)

第32条 本会の経費は、資産を持って支弁する

(会計の原則)

第33条 本会の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計の区分)

第34条 本会の会計は、特定非営利活動に係わる事業に関する会計のみとする。

(事業年度)

第35条 本会の事業年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第36条 本会の事業計画及び活動予算は、毎事業年度ごとに策定し、総会の議決を経なければならない。

- 2 予算超過又は予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。
- 3 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算を変更することができる。

(事業報告及び決算)

第37条 本会の事業報告書及び活動計算書類は、毎事業年度終了後2ヶ月以内に、年度末資産目録とともに

監事の監査を受け、総会の承認を得なければならない。

- 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第6章 定款の変更及び解散及び合併

(定款の変更)

第38条 本会が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の同意を得、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第39条 本会は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係わる事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠乏
 - (4) 合併
 - (5) 破産
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し
- 2 第1項第1号の事由により本会が解散するときは、正会員の4分の3以上の承認を得なければならない。
 - 3 第1項第2号の事由により本会が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の処分)

第40条 本会が解散するときの残余財産の帰属は、法第11条第3項の規定に従い、解散時の総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経て選定する。

(合併)

第41条 本会が合併しようとするときは、総会において正会員の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第7章 公告の方法

(公告)

第42条 本会に必要な諸手続きにおいて、法に定める公告は、本会の掲示場に掲示するとともに、官

報に掲載して行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第8章 雑則

(施行細則)

第43条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て、細則で定める。

附則

1. この定款は、法人設立の日から施行する
2. 本会の設立当初の役員は、第14条第1項の規定にかかわらず、別表のとおりとし、その任期は、第16条第1項の規定にかかわらず法人設立の日から平成15年度の最初の通常総会までとする。
3. 本会の設立当初の事業年度は、第35条の規定にかかわらず、法人設立の日から平成14年12月31日までとする。
4. 本会の設立当初の事業計画及び収支予算は、第36条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
5. 本会の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、つぎに掲げる額とする。

(1) 正会員（個人）	入会金	1000円	会費年額	2000円
(2) 賛助会員（個人）	入会金	0円	会費年額	5000円
(3) 団体賛助会員	入会金	0円	会費年額	5000円以上
6. 平成14年11月16日臨時総会で、附則5（2）は次に掲げる額とする。

賛助会員（個人）	入会金	1000円	年会費	4000円
----------	-----	-------	-----	-------
7. 平成20年10月3日臨時総会で、定款第6条の変更により、付則5に（4）（5）を追加する。

(4) 協力会員（個人）	入会金	0円	会費年額	3000円
(5) 協力会員（団体）	入会金	0円	会費年額	3000円以上
8. この定款は、令和8年2月22日開催の通常総会の決議により変更し、同日から施行する。

別表 設立当初の役員

役職名	氏名	役職名	氏名
代表理事	松本 敬子	理事	川端 美恵子
常務理事	西 敬介	同	久保 博義
同	中村 和子	同	原 正造
理事	小川 裕美	同	中山 廣子
同	大谷 芳美	監事	飯沼 富明
同	大澤 淳一		